

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十八日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―八―八九

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 (略)</p>

十一 専門職（大卒二群） 次に掲げる採用試験をいう。

イ〜へ（略）

ト| 海上保安官採用試験

十二〜十七（略）

十一 専門職（大卒二群） 次に掲げる採用試験をいう。

イ〜へ（略）

（新設）

十二〜十七（略）

附 則

この規則は、令和二年二月一日から施行する。